

令和8年12月25日のこども性暴力防止法の施行に向けて

まだGビズIDを取得していない 学校設置者等(義務対象事業者)※は 速やかに取得してください！

※ 指定(指定管理)や委託を受けている施設・事業所の運営者も、GビズIDの取得が必要となります。

(まとめ登録の流れ)

GビズIDを未取得の場合、
今後の手続きができなくなります。

STEP 1

GビズID取得

～4月末頃



STEP 2

登録様式提出

4月～7月

事業者情報を登録



STEP 3

権限検討・内容確認

6月～11月

システム上の権限設定の検討

(必要に応じて)
登録内容の修正



STEP 4

システムログイン

12月

システムログイン



◆ 法施行前に「まとめ登録」を実施します

事業者には、法の施行と同時に、従事者の犯罪事実確認等の各種義務が生じることから、施行時点で、「こまもろうシステム」へのアカウント登録が確実に行われている必要があります。このため、所轄庁において、事業者の情報をとりまとめ、こども家庭庁に一括登録します(まとめ登録)。その際、事業者情報としてGビズIDの取得が必須です。

◆ GビズIDとは

GビズIDとは、デジタル庁が事業者向けに発行するアカウントです。1つのGビズIDで複数の行政サービスへのログイン・手続きが可能となります。

こまもろうシステムの利用に必要なGビズIDの種類

「こまもろうシステム」の利用に必要なGビズIDには、「GビズID(プライム)」と「GビズID(第一管理者)」があります。

GビズID(プライム)の取得は必須です

- GビズID(プライム)は、全ての学校設置者等に取得してもらう必要があります。
- アカウント登録の際、GビズID(プライム)を「こまもろうシステム」に入力していただくことで、GビズID取得の際の登録情報と突合し、事業者が「なりすまし」でないかなどを確認します。

GビズID(第一管理者)の取得が必要なケースとは

- GビズID(第一管理者)は、複数の従事者で「こまもろうシステム」を利用する学校設置者等において、任意で1名設定が可能です。
- GビズID(プライム)のアカウントから、GビズID(第一管理者)の設定手続を行うことができます。
- GビズID(第一管理者)のアカウントを持つ方は、「こまもろうシステム」利用開始時に、複数の従事者に対して、システム上の利用権限を付与することができます。

GビズIDの取得はこちら

【GビズID取得申請サイト】 <https://gbiz-id.go.jp/top/>

【GビズID特設サイト】 <https://pr.gbiz-id.go.jp/>

お問合せはこちら

【GビズIDの取得について】

0570-023-797 (平日9:00～17:00(年末年始を除く))

[GビズIDに関するお問合せ\(メール\)](#)

【こども性暴力防止法について】

03-5357-1146 (平日9:00～17:00(年末年始を除く))

[こども性暴力防止法に関するお問合せフォーム](#)

こどもまんなか
こども家庭庁

最近多く寄せられているお問合せ(GビズID関係)

Q

すべての学校設置者等(義務対象事業者)はGビズID(プライム)の取得が必要とのことですが、誰が取得すればよいのでしょうか？

A

(民間の法人・個人事業主である場合)
組織の長(理事長、代表取締役など)でなければ、GビズID(プライム)を取得することはできません。GビズID(プライム)を既に取得済みの場合は、新たに取得する必要はありません。

(地方公共団体である場合)

民間事業者とは異なり、課長職級以上の役職者であれば取得が可能となっているため、既に他部署等においてGビズIDを取得している場合があります。
こども性暴力防止法関連システムを取り扱うべき主体はいずれの部署が適切かという観点で、新たなGビズID(プライム)が必要か否かをご判断ください。

Q

施設・事業所の運営を委託していますが、委託元と委託先のどちらがGビズIDを取得する必要があるのでしょうか？

A

委託元(学校設置者等)と委託先(施設等運営者)ともに、GビズIDの取得が必要です。

Q

事業者内でこまもろうシステム(こども性暴力防止法関連システム)を扱う者はすべてGビズIDの取得が必要になりますか？

A

GビズID(プライム)の方と、必要に応じて設定するGビズID(第一管理者)の方以外については、GビズIDの取得は不要です。(GビズID(プライム)又はGビズID(第一管理者)のアカウントを持つ方が、こまもろうシステム利用開始時に、複数の者に対して、システム上の利用権限を付与することができます)

最近多く寄せられているお問合せ(まとめ登録関係)

Q

まとめ登録は、施設・事業所ごとに提出するのでしょうか？法人ごとに提出するのでしょうか？

A

補足：子ども家庭庁に確認した内容（赤字）

施設・事業所ごとに、所轄庁に登録してください。

※法人ごとに複数の事業所をまとめ登録様式で提出は可

※千葉県が指定権者の事業所分のみをまとめて提出してください。

Q

まとめ登録様式の「担当者」の欄(入力項目⑱～㉓、㉖～㉘)は、どのような者を記載すればよいのでしょうか？

A

登録内容は、こども家庭庁で確認を行います。

確認が必要と思われる事項があれば、登録いただいた担当者の連絡先に確認依頼をすること(※)がありますので、その際にご対応いただける方を記載してください。

※7月以降、こども家庭庁が業務委託している「公益財団法人児童育成協会」からご連絡します。

Q

まとめ登録様式「施設等運営者」(入力項目㉚)の区分は何を選択すればよいのでしょうか？

A

学校設置者等から指定(指定管理)を受けて施設・事業所を運営している場合は「指定管理」を、委託を受けて施設・事業所を運営している場合は「委託」をそれぞれ選択してください。

なお、学校設置者等が施設・事業所を直接運営している場合は「なし」を選択し、入力項目㉛～㉞の入力は不要です。